

権利擁護専門部会設置要綱

(設置)

第1条 児童相談所による支援対象となるこどもの権利擁護に関する事項及び児童相談所の業務点検に関する事項について、詳細かつ具体的な検討を行うため、豊中市児童福祉審議会規則（令和7年豊中市規則第16号）第2条第1項の規定に基づき、豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に、権利擁護専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 被措置児童虐待に係る措置等に関する報告等に関すること。
- (2) 被措置児童等からの届出はがきへの対応についての報告及び検証に関すること。
- (3) 被措置児童等の意見表明に関すること。
- (4) 児童相談所（一時保護施設を含む。）の業務点検に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員4人以内で組織する。

2 部会の委員は、審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

(会議の非公開)

第4条 部会の会議は、公開しない。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、こども未来部はぐくみセンターこども支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 0 日から施行する。